

声出し応援に関するガイドライン

令和4年10月18日
一般社団法人Tリーグ

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、「Tリーグ新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(以下「ガイドライン本編」という。)に基づき、声出し応援席を設定する場合における指針を示すものである。

2 本ガイドラインの適用対象

本ガイドラインは、声出し応援席を設置する場合に適用する。

3 声出し応援の定義

本ガイドラインにおける「声出し応援」の定義は、政府の「基本的対処方針に基づくイベントの開催判断、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和4年9月8日)」別紙1「感染状況に応じたイベント開催制限等について」(以下「政府事務連絡」という。)における「大声あり」の定義に準ずるものとし、「観客席において、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」を意味する。

したがって、得点時等において、一時的に発せられる大きな声での歓声、単発的な発声はこれに当たらない。

4 入場者の制限

政府事務連絡に準じ、「声出し応援エリア」は、「大声あり」の基準に準じて1席空けでの座席配置を実現するためエリア内の座席数の50%を上限とし、それ以外のエリアは座席数の100%とする。

5 声出し応援席の設置条件

(1) 声出し応援席の配置

- ① 声出し応援エリアでは、着席可能席の前後左右1席ずつを空けて(市松模様)着席できるように席を設置する。競技エリア方向を向いた応援を原則とする。
- ② 競技エリア方向を向かずに応援する人(客席に向かって声を発する応援のリーダーを想定)は、その周囲2m四方の距離を確保する。
- ③ 立見席を設ける場合、前後左右の距離を可能な限り2m以上、最低でも1m以上空け、身体的距離を確保する。あらかじめ、足元に立ち位置の印を付すなどの対応が望ましい。

(2) 声出し応援席以外の観戦エリアを設ける場合

- ① 声出し応援エリアと、それ以外のエリアとの間を2m以上もしくは2席分以上空ける。
- ② 声出し応援エリア以外では、声出し応援が禁止されることを観客にわかりやすく伝える。
- ③ 声出し応援席以外の座席の配置は、ガイドライン本編に従う。

(3) 来場者管理

- ① 声出し応援席の観客がガイドラインを遵守した観戦を行っているかを確認できるよう、スタッフ配置を工夫すること。
- ② 声出し応援席に立ち入り可能な観客は、以下をすべて満たす者に限る。
 - ・ 不織布マスクを着用している者
 - ・ 対象席のチケット保持者
- ③ 声出し応援席内への入場条件を満たしていない場合は、スタッフが改善を促し、それでも改善されない場合はエリア外へ退出もしくは退場させること

6 応援における遵守事項

(1) 声出し応援席での応援

- ① 不織布マスクを着用し、声出し応援時も外さないこと
- ② 他者との間の身体的距離を確保すること
- ③ 声出し応援をする際は、原則として、競技エリア方向を向くこと。また、座席を移動しないこと。

(2) 声出し応援席での飲食

- ① 飲料、食事の持ち込みは可とする。ただし、飲食後は速やかにマスクを着用すること。
- ② 声出し応援席での飲食は、プレー中以外の時間（ゲーム開始前（ラブオール前）、タオルタイム中、タイムアウト中、ゲーム終了後（いずれかのプレイヤーが1ゲームを取った後））で行うこと。
- ③ 飲食中は、声出し応援を含む会話・発声を慎むこと。

(3) 声出し応援席での禁止事項

- ① 座席の移動
- ② 声出し応援席での声出し応援中の食事
- ③ 飛沫を拡散させるリスクのある応援（吹奏楽器の演奏、マスクをしない状態での

メガホンの使用等)

- ④ 人と接触する応援（肩組みなど）

7 声出し応援席設置の手続き

(1) 試合前の手続き

- ① 声出し応援席の設定を決定した場合、速やかに、リーグに対し、声出し応援対象となる試合を報告する。
- ② 開催地自治体に確認し、了解を得る。地元自治体の確認が取れて初めて、声出し応援の実施を可能とする。
- ③ 開催地自治体の定める手続きを履践する（チェックリストの提出等）。

(2) 試合後の手続き

- ① 開催地自治体の求める手続きを履践する（報告書の提出等）。
- ② リーグに実施報告をする。

8 告知

(1) 事前告知

- ① 声出し応援席設置試合の主管チームは、当該試合のチケット販売時に、「声出し応援席を設置すること」および本ガイドラインの事前告知を行う。
⇒ 「声出し応援席設置試合」等、声出し応援ができる試合であることを明示する。
- ② 主管チームは、該当試合の来場者に対し、本ガイドラインの理解促進と誤認防止のための情報提供を行う。

(2) チケット販売時の告知

- ① 全ての購入者に対し、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについて周知を行う。
- ② 声出し応援席の購入者に対し、本ガイドラインの遵守および違反した場合の措置について周知する。

(3) 試合中の告知

試合会場では、場内アナウンスや映像装置、配布物、ポスター等を活用し、本ガイドラインに定める注意事項を周知する。

9 違反した場合の対応

- (1) 来場者が本ガイドラインに違反した場合、Tリーグの定める諸規程に基づく対応、措置、処分を行う。
- (2) 上記8に定める告知を行った上で、該当者に対して改善要請を行ったにもかかわらず改善されない場合には、当該者を主管チームが責任をもって退場させる。

10 本ガイドラインの見直し等

- (1) 国内の感染状況の推移とともに新たな感染リスクが懸念される状況となり、政府の方針が変更され、ガイドラインに定める対策が適さないと判断される場合、速やかに、「大声なし」での運用に切り替えることがある。
- (2) 万が一、声出し応援を許容することで、感染防止対策上問題となる行為が頻発し、選手、観客、関係者の安全環境の実現が困難またはリーグ及びチームの運営に対する信用を確保できないとリーグが判断した場合、全ての試合について、「大声なし」での運用に切り替えることがある。

以上